

赤穂市の農業者のみなさまへ

# 農業経営緊急支援事業のご案内

肥料および燃料の価格高騰、また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による農作物価格の下落により農業経営に影響を受けている市内の農業者に対し、その実情を踏まえた経営支援を行うため、農業経営緊急支援事業を実施します。

事業の詳細については、赤穂市ホームページ等で確認し、申請をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、赤穂市農林水産課までお問い合わせください。

令和4年度限りの事業です。  
ご注意ください。

申請受付期間  
令和5年1月20日（金）～2月28日（火）

## ①稲作

◆令和4年度に水稻（加工用米、新規需要米を含む）を作付けし**出荷販売**を行った農業者に対し、今後も営農を継続していただけるよう作付け面積に応じ補助（給付）を行います。

【補助額】 1a当たり200円

※ただし、自家消費分として一律10aを控除します。



## ②畑作等

◆肥料・燃料価格高騰により、**令和3年と比較して令和4年の肥料費・動力光熱費が増加している農業者**で、令和4年度に畑作物や園芸作物等の転作物を作付けし**出荷販売**を行った農業者に対し、耕作面積に応じ経費の一部の補助（給付）を行います。

【補助額】 露地 1a当たり200円 施設 1a当たり5,000円

※ただし、令和3年と比較した肥料費・動力光熱費のコスト上昇額を上限とします。

【お問合せ先】 赤穂市 農林水産課 農林水産係

電話：0791-43-6840

FAX：0791-43-6892